

■ 全量買取法で再生可能エネルギーは普及するか？

ワーカーズコープエコテック 林 敏秋

3. 11フクシマの影響もあって8月26日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、再生可能エネルギー買取法）が成立した。いわゆる全量買取制度である。この法律が通ったこともあって出会う人ごとに「忙しいでしょう？」「注文が殺到しているでしょう？」と良く言われる。どうも多くの人が勘違いしているようなのだ。確かにドイツなどヨーロッパで実績のある再生可能エネルギーの決定的な普及策であることは間違いない。でも、本当に進むのかどうかかなり注意を見ておかないと実態は怪しい。

2012年7月1日から実施される再生可能エネルギー買取法を少し詳しく見ておこう。まず対象となるエネルギー源だが、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス及び政令で定めるものとなっている。買取価格と買取期間は決まっておらず、国会の同意人事として「調達価格算定委員会」を設置し、その意見を尊重するとなっている。11月17日、その「調達価格算定委員」5名の案が示された。5名の内3名が、新日鉄副社長など利害関係者で、再生可能エネルギーの導入及び固定価格買取制度に消極的姿勢を取ってきた人物である。（なお、後の2名は和田武氏と消費者団体のメンバーである。）買取価格と買取期間によってはこの法律は骨抜きとなることは明白だ。11月29日、気候ネットワークなど全国のNPOが緊急アピールを出したが、さらなる市民の監視が必要である。

次に問題となるのが「買取義務」と「接続義務」である。ドイツの再生可能エネルギー法では買取義務と優先接続義務が明確に決められているが、日本の法律は少し怪しい。「電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」は拒むことが可能な内容となっている。接続義務についても「電気の円滑な供給に支障が生ずるおそれがあるとき、その他正当な理由があるときには、接続を拒むことができる」となっているのだ。これを見たのか既に北電が買取拒否を表明している。

買取の原資についても見ておこう。固定価格買取制度（Feed In Tariff）では電気の使用者（国民）が薄く広く負担するようになっている。今回の法律では「賦課金」ということになっているが、既に住宅用太陽光発電の余剰電力買取制度で「太陽光発電促進付加金」（太陽光発電サーチャージャー制度）として実施されている。全量買取制度が導入された場合、最大で月額一世帯当たり150円を越えないようにとされている。

太陽光発電促進付加金は既に関電から来る伝票に記載されているので確認していただきたいのだが、記載されているために反発する人もいる。ところが記載されていないのに私たちはこれまで原発のために毎月多くのお金を支払ってきた。1974年、田中角栄内閣時代に導入された電源開発促進税で現在も0.375円/kWh（月約108円相当）、さらに使用済燃料再処理費0.43円/kWh、特定放射性廃棄物処分費0.09円/kWh（いずれも2007年度）支払っており、合計すると0.9円/kWh（月約200～300円相当）になる。このお金の殆どが原発関係に使われているのだ。これにこそ怒りの声を上げるべきだと思うのだが、日本国民は本当にお人好しである。

話を元に戻そう。再生可能エネルギー買取法が導入されたらどうなるのか、殆ど内容が明らかにされていないので推測になるが、住宅用の余剰買取は変わらない。メガ（1000kW）ソーラー等が対象になる。おひさま発電所等の10kWクラスは多分対象にされないといわれている。しかも、高圧受電設備が対象となり、発電した電力は全量、関電に売ることになるので、買電のキュービクルの他に売電のためのキュービクルが必要になる。これがかかなり高い。300～500万円はするだろうと言われている。かなり大規模でないと償却できない。ソフトバンクなどが言っている20メガ等の大規模発電所はメリットがあるだろうが、小規模発電所には厳しい。

スペインでワイン畑をつぶして太陽光発電設備を設置したという話が伝わってきたことがあった。再生可能エネルギーが増えるのは歓迎だが、地域に根ざしたエネルギーであってほしい。関電がソフトバンクや三井物産に変わっただけではあまりにも悲しい。「市民の手にエネルギーを取り戻す」というきょうとグリーンファンドの精神が今こそ問われている。